



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	法的ルールの最適な特定性の程度について
Author(s)	フォン, ヴィンシー; パリシィ, フランチェスコ; 和久井, 理子//訳
Citation	新世代法政策学研究, 15, 319-343
Issue Date	2012-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49024
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP015_010.pdf



法的ルールの最適な特定性の程度について

ヴィンシー・フォン (Vincy FON)
フランチェスコ・パリシィ (Francesco PARISI)
和久井 理子 (訳)

要約： 立法者は、法を起草するにあたって法のなかにルールとスタンダードを入れ込むことを通じて、裁判官の意思決定をどの程度、細かく誘導するかを選択することができる。異なる外的状況における最適な特定性の程度 (optimal degree of specificity) と、ルールないしスタンダードの機能を明らかにすることが、本研究の課題である。まず法律の最適な特定性の程度の基本的なモデルを示し、最適な選択を行なう上で法の陳腐化と法的紛争の量が関連性をもつことを明らかにする。その上で、法典化のスタイルと、裁判官の専門化、立法機関の最適選択をめぐる複雑な現実がもつ重要な影響について検討する。この上で、研究結果の含意を、様々な法分野における現代の立法過程を特徴づけている、さらに複雑な制度的現実に照らして、再検討する。

1. はじめに

法起草時に立法者が、法が適用されることになる具体的状況の全てを効果的に予見することは、不可能である¹。このために制定法は、本質的に一般的であって、実際上の必要性からみて不完全なものにならざるを得ない。古代ギリシャではアリストテレス（紀元前350年）が法律が不完全たらざるを得ないことを認識していた。しかし、法的ルールの不完全さは、

¹ 著者は、Guido Calabresi, Ejan Mackaay, Daniel Benoliel と Dan Milkove の温かい手助けと貴重なコメントに感謝している。匿名の査読者らによる非常に詳細で有意義なコメントと、Ian Beed の有益な研究補助に対して謝意を表する。

避けがたい現実というにとどまらないものであることもある。立法機関が事前に果たさなければならなかったであろう役割を司法機関に引き渡すことによって、立法機能と司法的判断機能（adjudicating function）を最適化する一つの方法として、意図的に不完全な法の掟が作り出されることがあるのである。ジェレミー・ベンサム（1776）はこの文脈で法の最適な特定性の程度を問題とし、ルールとスタンダードをめぐって現在、行なわれている論争に対して豊かな土壌を提供した。ベンサムの、一般市民は一般的なスタンダードを知っているのに対して、裁判官は個別の事例に適用されるルールを創造することにより一般的スタンダードを具体化するという二層化されたシステムの考え方は、意図的に法的ルールを不完全にすることがもちうる意義を示す好例である。

ベンサム以来、現代の法理論家らは、法の最適な特定性の程度を決定する上で用いられるべき原理の定式化を試みてきた。これら基準を考慮する際に法・経済研究者らは、最適決定理論、公共選択論ならびに立憲的政治経済学から得られた道具を用いてきた。これら一連の文献は、純理論的なものでは全くないのであって、欧州のおかれた状況の中では実際上の重要性を益々、高めつつある。いくつかの欧州法分野で進行している統一化の過程で、様々な法的道具立てから何を選択すべきかという問題が浮上しているのである。欧州民法典草案や新イスラエル民法のような新たな法典化にむけた準備作業は、これら法典がどの程度まで詳細なものであるべきかという重要な問題を提起している。

この論文は、この分野の研究に対して一般的な貢献を行なうとともに、様々な法的・制度的文脈において法的ルールの最適な特定性の程度を識別するフレームワークを提供するものである。第2章では、これまでの文献を概観しながら、問題の所在を明らかにする。第3章では、法律の陳腐化、法的紛争の量、法的伝統と法典化スタイル、裁判官の専門化、現実の複雑さが、いかに法の最適な道具立ての選択に影響するかを分析するための、法律の最適特定性モデルを定式化する。第4章では、理論的分析の章の結果を再検討し、より複雑な制度的状況におけるモデルの含意を検討する。この、より複雑な制度的状況には、善良なる計画の不在や、法律の特定性を立法者が制度的に用いる危険性、政治的な時間選好が法律の特定性の程度に対して影響を与える仕方が含まれる。結語では、将来の実証的研究、

政策分析と将来のさらなる拡張のアイディアを検討することにより、我々の提示する命題の有効性が確かめられそうな分野を明らかにする。

2. ルール、スタンダード、法の最適な特定性の程度

法と経済学の文献では、「スタンダード」と「ルール」の差異に大きな注意が払われてきた。スタンダードとルールとは、法律の精確さの程度を示す次元空間における二つの両極として視覚化することができる。スタンダードとは、具体的状況下で行なわれた行為を法適用者が判断する上で用いる法的または社会的な基準である。この意味で、スタンダードは、状況的なものである。いいかえれば、スタンダードは、無規定なものであって、法適用者が事実に規定された判定—たとえば、一定の状況下で運転手が「合理的な注意」を払ったかどうかの判定—を行なうことを認める。合理性といった基準は概ね直観的なものであって、このために一般市民は理解しやすい。これとは反対に、ルールは、スタンダードによるならば意思決定に関連したであろう状況を法適用者が考慮することを止めさせる。ルールはスタンダードよりも特定性が高く、運転手が時速55マイルという最高速度を超えたか否かというように、明確な線引きのできるテストをつくりだす。特定性の程度を高めれば、ルールの柔軟性は減る。このことは、しばしば、ルールの特定の文言と、規律される行為の様々な事実のパターンとが完全には整合しなくなるという結果をもたらす。

立法機関がルールとスタンダードとの間から選択をするときには、いつ、いかなる費用を支払いつつ、ルールとスタンダードを特定の状況に適用すべきかを検討しなければならない。たとえば、ルールは法の内容を事前に決定することを必要とする。ルールを定立すると、より程度の高い特定を行なうことになるためである。立法者は、適切なルールを事前に定めるために、前もって調査を行なわなければならない。このために立法機関が制定のためにかける費用は、ルールを定める場合の方が、特定性をさほど要求しない一般的なスタンダードを定める場合よりも、高くなる。しかし、司法機関と行政機関は、法が前もって完全に特定されないと、より高額

施行実施費用と意思決定費用を負担することになる。法アドバイザーの予見費用と法適用者の適用費用はスタンダードの方が高くなる²。スタンダードについては法の内容を事後に決める必要があるからである。たとえば、時速55マイル・ルールの下では、運転手が時速55マイルを超える速度で運転したときに起こる自動車事故の責任の所在は自動的に決まる。しかし、「合理性」といったスタンダードの下では、裁判官ないし陪審が、事故時の諸事実と状況を判断して、責任を課すかどうかを決定しなければならない。スタンダードを適用するほうが、事実に規定される程度が高まるが、長期的にみたときの一貫性は自然に低くなる。このことから、事前の視点からみれば、ルールの方が、法の適用対象者によりよい指針を提供する。事後の視点からみれば、スタンダードの方が、事件をめぐる様々な状況によりよく適合することができる。

一般に、研究者らは、「スタンダード」として規定される法は、その法規範を具体化する上で裁判官と行政機関により大きな裁量の余地を残すと述べてきた。一方、「ルール」は、事前に、より詳細に特定されるものであって、規範を具体化する上で残される裁量の余地はより小さくなる。事前に規定される法的ルールと個別事例における状況とが完全に適合することはないのであって、これにより社会的費用が発生しうる。効率性の観点からいえば、スタンダードは、状況に応じてアドホックに法を問題となっている事件をめぐる状況に適合させることが可能であり、過剰規制と過小規制の問題を減らすものである。過剰規制と過小規制の問題は、規律される行為が多様になり、規制環境の変化の速度が速くなるほど、より深刻になる³。

本論文では、法の価値を、法の精確性の関数としてみる。ルールは、私人に確実性、一貫性、予見可能性をもたらし、法が適用されるたびに事実と状況を詳細に検討する必要性を最小化させることで訴訟経済に資する

² Ehrlich and Posner (1974) は、立法機関の決定は究極的には総費用によって決められるべきであるという考えを唱導した。Kaplow (1992) は、ここで論じる様々な問題を、さらに明らかにした。

³ この文脈で、Ehrlich and Posner (1974) は、行為が一樣であるという特徴をもつ法分野の方がルールの採用率が高いことを予測した。

(Sullivan, 1992)。個人と企業は、一定の行為が法に抵触するかどうかを判断するために専門家の法的アドバイスを必要とすることが、しばしばある⁴。アクターの行為の結果が前もって詳細なルールの中で明確に特定されていれば、弁護士が法的アドバイスを与えることはより容易になるだろう。詳細なルールに対する方がアクセスが容易であるとすれば、ルールが支配的であるレジームの下にある方が、スタンダードが支配的なレジームの下にあるときよりも、より多くの人が法に通じることができそうである。これは法が特定のであることの価値のひとつである。ルールの下では、諸個人は、法の掟に自己の行為をあわせる見込みが高くなる。合理性のようなスタンダードの下では、一定の状況下で合理的であるものの内容は大きく異なりうる。スタンダードが適用されるときは、経験が相対的に少ない法の下にあるアクターは、憶測を働かせざるを得ないかもしれない。結果として、スタンダードは、個人がいかに行動するかを決定するにあたって費やす解釈費用を、より高額なものとする傾向をもつ。スタンダードの意味内容は諸個人の行動の後に初めて与えられるものだからである。このことから、法の将来志向的な抑止機能は、法が精確なルールとして定立されたときにより有効に働く。これが、法が特定のであることがもたらすもう一つの便益である。

規制環境が時間の経過とともに外生的変化にさらされるときには、法改正の必要性が頻繁に生じることが、しばしば文献では指摘されてきた(たとえば、Ehrlich and Posner, 1974)。いいかえれば、規制環境の変化は法を陳腐化させるのである。特定性の高いルールの方が、より速く陳腐化することは、法的ルールの最適な特定性の程度は、外在的環境の変化の期待速度に依存することを意味している。しかし、現存するモデルには、明示的に最適な特定性の程度を外在的環境の変化の期待値の関数として定式化したものは存在しない。以下では、これまでの文献の研究成果を拡張して、陳腐化と[適用]頻度とが、法典化の最適な詳細さの程度の選択にいかに関係するかを検討する。同時に、適切な法的道具の選択に、他の要因

⁴ 貧困者の司法に対するアクセスという重要な問題にふれる中で、Calabresi (1979) は、法的ルールの特定性の程度と弁護士の必要性—あるいは、弁護士の不要性—との関係について問題提起した。

がいかに関係するかも検討する。

3. 法が陳腐化し司法的判断に規模の経済がはたらくときの立法

ここでは立法過程を、固定費用と変動費用を伴う生産関数として扱う。法を作ることは、法的秩序を生産すべく固定費用を投資する行動として考えることができる。立法者は、生産過程に固定費用を投入することを通じて、法的ルールの特定性の程度を決定する⁵。法的ルールが制定されれば、法的ルールが適用されるたびに変動費用たる司法的判断を行なう費用が発生する。法の特定性の程度を高めると、法を作り出すことの費用が増えることが通常であるが、裁判所と行政機関がそれを施行実施するための費用は低くなる。つまり、法律の特定性の程度が高まると、固定投資額は大きくなり、変動費用である施行実施費用は小さくなるのである。いうまでもなく、より頻繁に法的ルールが適用されるほうが、変動費用の総額は大きくなる。

法的ルールの特定性の最適な程度は、立法のために費やされる固定費用と司法的判断のために費やされる変動費用を差し引いた、法の価値を最大化する水準に設定されるべきである。これまでの文献で論じられてきた費用と便益のほか、これまでは強調されてこなかった諸要因を、本論文では集中して検討する。

モデル

本論文が提示する法の最適特定性のモデルには、法的ルールの適用頻度と、法の陳腐化速度と、新しいルールを既存の法的システムにあわせ調整する費用と、裁判所の専門化の程度と、規制環境の複雑さの程度が含まれる。これら変数が最適な法的道具の選択にいかなる影響を与えるかを考察する。

⁵ 本論文でルールの特定性の程度に関して述べるときには、「ルール」と「スタンダード」との間の広範に行きわたっている区別を採用する。Ellinghaus and Wright (2005) が指摘したように、この区別は、欧州の研究者らのいう「ルール」と「一般原則 (general principles)」の間の区別と質的に相似したものである。

法を定立するにあたって選択する特定性の程度 (s) と、陳腐化の期待速度 (ω) によって、法の平均的価値 V (社会的割引価値により適切に割り引かれているものとする。) が変わるものとする。従来文献にしたがい、法令がより詳細に特定されるほど、法的ルールから得られる価値は増大すると仮定する。たとえば、法的ルールの特定性の程度が高いと、法が提供する情報内容は増え、当事者が解釈のために負担する費用は減るのであって、このために法的ルールの価値が増大する。法的ルールの価値が増大する割合は逓減するものとする ($V_s > 0$ ならびに $V_{ss} < 0$)⁶。陳腐化速度が増大すると、法的ルールの価値はいうまでもなく減少する ($V_\omega < 0$)。特定性の水準を上げることの限界の価値は、陳腐化速度が上昇するにつれて、減るものとする ($V_{s\omega} < 0$)。法的ルールの適用頻度を N とすれば、法的ルールの総価値は $N \cdot V(s, \omega)$ である。

立法にかかる費用には2つの要素がある。固定費用である制定の費用と、変動費用である司法的判断を行なう費用である。法を規定し制定する費用 F は、ルールの特定性の程度と正の関係にあり、特定性の水準を上昇させれば、固定費用は増大する ($F_s > 0$)。さらに、法制定の限界費用は、特定性の水準が上昇するにしたがつて、増大する ($F_{ss} > 0$)。法制定の固定費用に影響を与える第2の要素は、新しい法を既存の制定法にあうよう調整し、他の制度的制約にしたがうようにする必要性である。これを調整費用または立法の難易度 λ とよび、 $F_\lambda > 0$ を仮定する。包括的で調和的な法典化という特徴をもつ大陸法システムの下では、新しいルールを既に法典に含まれる他のルールや原理にあうよう調整する必要があることから、一定の法典中の規定を改正する法を制定するには高額な費用がかかる。立法の難易度 λ には、異なる政党がコンセンサスにいたるまで交渉を行なう必要性、制度的制約の存在、憲法で定められた合法に立法を行なうために準拠する必要のある加重された手続が含まれる。立法調整の難易度が増すにつれて、特定性を増すことで法制定費用に追加される費用の額は、増大する ($F_{s\lambda} > 0$)。法制定費用の第三の決定要因は、規制環境の複雑さ κ である。法制定にかかる固定費用は、規制環境が複雑になるにつれて増大すると仮定する ($F_\kappa > 0$)。さらに、 $F_{s\kappa} > 0$ を仮定する。これは、次の2つのうちの、

⁶ この仮定は Ehrlich and Posner (1974) に合致する。

いずれかの理由のためである。第一に、現実が複雑化すると、複雑な環境のもとで起こりうる事象を特定することに伴う明白な困難さのために、特定することにかかる追加的固定費用の額が増える。立法者は、多数の生起事象の間の複雑な相互作用を考慮して、法的ルールが適用される現実のシナリオを特定しなければならなくなる。第二に、法的システムが複雑化すると、特定の法的介入を制定することにかかる固定費用の額は増加する。新しい法的ルールを、既存の法的ルールでできた、より複雑なシステムに合わせるよう調整する必要があるためである。立法者は、法が衝突することを避けるべく、新しいルールがそれに先立つルールとどのような関係に立つか（たとえば、従前のルールを廃止し、既存の法に例外を設けるなど）、先行ルールに対して新しいルールがどのタイミングで適用されるか（たとえば、遡及的に適用するのか、遡及しないものとするか）、新しいルールが適用される地理的範囲を、明らかにしなければならないだろう。

立法費用の第2の要素は、法的ルールについて司法的判断を行なうことに関係する。Nを法的ルールの適用頻度とすれば、司法的判断の総費用は $N \cdot C$ である。ここで、Cは、司法的判断一単位あたりの費用（社会的割引率に基づいて適切に割り引かれているとする。）である。司法的判断費用は、特定性の程度s、裁判所の専門化の程度σ、現実の複雑さの程度κによって変わる。なかでも、特定性の度合いが高まると、司法的判断の単位あたり費用は低くなる（ $C_s < 0$ ）。絶対値でみると、司法的判断の費用の変化は、ルールの特定性が高まることによりもたらされる司法的判断費用の減少、あるいは、より単純に、法がより詳細になることにより生じる追加的便益として、考えることができる⁷。特定性の度合いが上昇すると、特定性の度合いを増すことにより生じる追加的便益 $|C_s|$ は減少し、これにより C_s は大きくなる。よって $C_{ss} > 0$ を仮定する。次に、司法的判断の単位あたり費用は、裁判所が専門化するにつれて減少すると仮定する（ $C_\sigma < 0$ ）。法的ルールの特定性が増すことの追加的便益は、これら法的ルールが専門化した裁判所によって解釈され適用されるときに大きくなる。言い換えると、σが増大するにつれて $|C_s|$ の値が大きくなるのであって、要するに

⁷ ここでは、特定性の上昇により生じる限界的な便益 V_s という他の要素は考慮していない。

$C_{s\sigma} < 0$ である。この仮定は、専門化した裁判官は、時間の経過とともに、自らの実体管轄に関連する法的システムに慣れ親しみ、複雑な法をよりよく解釈し適用することができるというシンプルな直観を反映したものである。たとえば、専門化した租税裁判官が、一般的管轄を有する裁判所に属する裁判官よりも、複雑な租税ルールをよりよく扱うことができると仮定するのは合理的と思われる。最後に、現実がより複雑になると、司法的判断の単位あたり費用は増大する（ $C_\kappa > 0$ ）。特定性の程度を増大させることにより生じる追加的便益は、現実がより複雑になると増大する。つまり、κが増大するにつれて $|C_s|$ が増えるのであって、 $C_{s\kappa} < 0$ である。

特定性の程度は、純総価値を最大にする水準に設定される。

$$\max_s N \cdot V(s, \omega) - F(s, \lambda, \kappa) - N \cdot C(s, \sigma, \kappa)$$

上で行なった仮定のもとでは、最適化問題の二階の十分条件は充たされている。詳しく言えば、特定性の程度が上昇すれば法的ルールの価値が逓減しながら増大し（ $V_{ss} < 0$ ）、制定のために必要な限界費用は特定性の程度にしたがって増大し（ $F_{ss} > 0$ ）、ルールの特定性の程度の上昇にともなう司法的判断一単位あたりの費用減少量は逓減する（ $C_{ss} > 0$ ）という仮定からして、 $N \cdot V_{ss} - F_{ss} - N \cdot C_{ss} < 0$ である。ここから、特定性の程度を最適にするためには、次の条件が充たされなければならない。

$$N \cdot V_s(s^*, \omega) - F_s(s^*, \lambda, \kappa) - N \cdot C_s(s^*, \sigma, \kappa) = 0 \quad (1)$$

当面のところ、λ、σ、κは一定として、適用頻度Nと、陳腐化速度ωの変化が、最適な特定性の水準 s^* に与える影響を集中して考察しよう。このための最適化条件は、式(1)を全微分することにより導かれ、次のとおりである。

$$dN \cdot V_s + N \cdot V_{ss} \cdot ds^* + N \cdot V_{s\omega} \cdot d\omega - F_{ss} \cdot ds^* - dN \cdot C_s - N \cdot C_{ss} \cdot ds^* = 0 \quad (2)$$

式(2)は、法適用頻度の外生的変化dNと陳腐化速度の外生的変化dωのもとら影響と、特定性の程度が必要とする変化 ds^* のもとら影響とが、

互いにバランスをとりあわなければならない様子を示している。項を入れ替えれば、次のようになる。

$$dN \cdot (V_s - C_s) + d\omega \cdot (N \cdot V_{so}) = ds^* \cdot \left| (N \cdot V_{ss} - F_{ss} - N \cdot C_{ss}) \right| \quad (3)$$

法ルールの適用頻度と陳腐化速度がいかに変化しようとも、最適な特定性を選択するには、式(3)を充たさなければならない。式(3)の第1項は、法的ルールの適用量が増えることにより生じる影響の合計を表している。たとえば法的ルールの適用頻度が増えれば、 $V_s - C_s > 0$ であることから、影響は正になる。式(3)の第2項は、陳腐化速度の変化により生じる影響の合計を表している。たとえば陳腐化速度が増大すれば、 $V_{so} < 0$ であることから、影響は負になる。こうして、式(3)は、正であれ負であれ、 N と ω が引き起こす影響を、選択する特定性の程度 s^* を調整することによってバランスしなければならないことを示しているのである。

司法的判断における規模の経済が関係することについて

Kaplow (1992)と整合的に、本論文の結果は、法の適用頻度が最適な特定性の程度を決定するにあたって重要であることを示している。第一に、外生的変化が一つだけ存在する単純な場合を検討されたい。陳腐化速度に変化がないのであれば($d\omega = 0$)、特定性の最適な変化は法的ルールの適用頻度の変化と同じ方向に動かなければならない($ds^*/dN > 0$)⁸。

共通した特徴をもつ状況下で頻繁に生じる法的問題については、特定性の高いルールが望ましい。法が頻繁に適用されるのであれば、司法的判断にかかる変動費用が法制定費用を上回りやすいだろう。ルールの方が低い費用で知ることができるのであるから、個人が法が何であるかを知るために費やす費用は少なくてすみ、ルールにより適切に行動が誘導されうる。法の内容を確認することが容易だからである。このことは必然的に、法が頻繁に適用されるときには、ルールの方がスタンダードよりも効率的であることを意味する。

逆に、法的問題がめったに発生せず状況が多様なときに関連する全ての

偶然事象を捕捉するルールを設計すると、多額の固定費用がかかり、無駄が生じるだろう。このような仮想的状況の殆どは実際には生じないだろうからである。このため頻度が低いときには、一般的スタンダードが望ましいということになる。

陳腐化問題

時間とともに状況は変化する。ルールにより法規制を行なうことに伴う重要な費用として、社会的、経済的または技術的变化にあわせてルールを変更する費用がある。スタンダードにより統治するときには、ルールにより統治するときに比べて、陳腐化問題は深刻にならない。スタンダードは時間の経過とともに生じる変化の影響を相対的に受けにくい。スタンダードは関連性をもつ状況を種類として示すだけであって、特定の具体的状況を示すことはしないからである。合理性概念は、時間の経過とともに最適な行動様式が大きく変化しても、採用しつづけることができる。このようにして、安定的な環境が存在するときには、特定性の高いルールがより多くなり、変化が速いときには、一般的なスタンダードがより多くなるだろうと考えられる。

従来の文献では、詳細なルールの方が、規制環境の外生的で予期しない変化に対して敏感であって、このことからして陳腐化しやすいと指摘する(Ehrlich and Posner, 1974)。我々のモデルは、環境が不安定であるために法的秩序が陳腐化しそうであるときには、特定性の程度は低い水準に設定されるべきことを示している。このモデルはさらに、法的ルールの適用頻度に変化がないのであれば($dN = 0$)、特定性の程度の最適な変化は、陳腐化速度と反対の方向に向かうべきであること($ds^*/d\omega < 0$)を示している⁹。

司法的判断における規模の経済と陳腐化

次に、陳腐化速度と法令の適用頻度が、ともに変化する場合を検討しよう。このような場合に最適な特定性の程度がもたらす影響の合計は、一般的には不明である。様々な可能性が考えられる。法的ルールの適用頻度が

⁸ $ds^*/dN = (V_s - C_s) / \left| (N \cdot V_{ss} - F_{ss} - N \cdot C_{ss}) \right| > 0$

⁹ $d\omega/ds^* = (N \cdot V_{so}) / \left| (N \cdot V_{ss} - F_{ss} - N \cdot C_{ss}) \right| < 0$

増大し、陳腐化速度が減少するときには、これらの外生的変化によって引き起こされる正の影響が互いに強めあって正の変化を生じさせ、最適な特定性の程度を上昇させる。一定の新しい法分野が確立されたものとなって、ルールの適用頻度と規制環境の安定性の両方が増すときには、こうしたことが起こりそうである。新しい法分野が固まり、より重要なものとなっていくにつれて、ルールがより詳細に規定されていることが望ましくなる。同様に、法的ルールの適用頻度が減り、陳腐化速度が増せば、2つの影響が相互に強め合っ、最適な特定性の程度は低いものとなる。

陳腐化速度と法令の適用頻度が同じ方向に変化する場合には、これらによってもたらされる影響は互いに打ち消しあう。これら変化の相対的な大きさとこれら変化の寸法効果次第で、最適な特定性の程度は増大することもある、減少することもある。たとえば、法適用頻度と陳腐化速度の両方が上昇する場合を検討しよう。成長著しい法分野であって、法令適用の頻度が上昇すると同時に、規制環境が不安定で変化しているときには、このような状況がみられる。これら要因による効果は別の方向に働く。法適用頻度の上昇によってもたらされる正の効果が、陳腐化速度の上昇によりもたらされる負の効果（これらは、ここでは、 $N\uparrow$ と $\omega\uparrow$ と表される）を上回れば、最適な特定性の程度は増大する（ $s^*\uparrow$ ）。 N の変化によりもたらされる正の、相対的に大きい効果は、 dN の増大する程度が大きいために引き起こされたものでもありうるし、司法的判断の限界的価値の正味値であるところの $V_s - C_s$ という倍率が大きいがためにもたらされたものでもありうるし、その両方がはたらいっている可能性もある。陳腐化速度の変化により生じる相対的に弱い負の効果は、陳腐化速度 $d\omega$ の小さい上昇を原因とするものでもありうるし、陳腐化のために生じる限界価値の変化分 $N \cdot V_{so}$ のわずかな減少を原因とするものでもありうるし、この両方を原因とするものでもありうる。

適用頻度と陳腐化速度の両方が同じ方向に変化する別の場合に、最適な特定性の程度 s^* に及ぶ効果全体を検討するのは容易である。図1は、 ω と N が同時に変化する様々な状況において、最適な特定性の程度にいかなる効果が結果として及ぶかをまとめて表したものである。

図1 法的ルールの最適な特定性の変化

	$N\uparrow$	$N\downarrow$
$\omega\uparrow$	$\omega\uparrow, N\uparrow$ $s^*\downarrow$ $s^*\uparrow$	$s^*\downarrow$
$\omega\downarrow$	$s^*\uparrow$	$\omega\downarrow, N\downarrow$ $s^*\downarrow$ $s^*\uparrow$

専門化した裁判所が存在し規制環境が複雑であるときの大陸法システムにおける法的ルールの最適な詳細さの程度

適用頻度と陳腐化速度の変化が法的ルールの最適な詳細さの程度に与える影響を上では考察した。次に、他の外生変数により引き起こされる変化に焦点をあてよう。法的システムの採用する方法論的アプローチと、専門化した裁判所の存在、規制環境の複雑さが、法を定立する際の最適な詳細さの程度にいかに影響するかを、ここでは検討する。

方法論的アプローチの影響については、大陸法システムにおける「法典化」という特有の概念を検討することが重要である。大陸法システムの下では法典化は、包括的で一貫した原理とルールのもとまりであって、演繹的法解釈の方法によって適用可能なものを提供することを目的としている（Merryman, 1969）。数学の定理やコララリーのまとまりのように、法は厳密な原理とルールの体系へと編成され、一般的なものから特定のものへ、一般的ルールから特殊な例外へと、ピラミッドのような形で並べられる。この大陸法の法典化の考え方は、17－18世紀のフランスの学者と、後には近代欧州の法典化を刺激した合理主義法哲学の努力によって形成されたものである。大陸法の法典中の規定を変えることは、どの規定についても、相当に困難である。一つの規定を改正するために、法典の他のルールと原理にあわせて調整し調和を保つための作業が必要となることがし

ばしばであり、これには法典中にある他の規定への複雑な連鎖反応が伴う。このことは、大陸法システムの下では相対的にみて法典が改訂されることが稀であること（同じ大陸法システムの中にあるものの、通常の立法の結果である法律と比較して）と、改訂が行なわれるときには、この改訂作業は、つぎはぎな介入がなされないように体系的に法典の章全体を改訂しようとする専門家の委員会によって行なわれることに、明確に現れている。

このシステムに特有の方法論的制約のために、大陸法の立法的改定の費用は、他の方法による立法または法典化にかかる費用よりも、高額なものとなる。純価値最適化のための一階条件である式(1)を利用すれば、法典化の方法がいかに最適な特定性の程度に影響するかを検討することができる。関連する比較静学的結果は直接に求めることができ、 $ds^*/d\lambda < 0$ である¹⁰。これは、法的ルールの法典化と改正が難しくなるほど（ λ の値が大きくなるほど）、特定性の程度を低くすることが望ましいことを示している。したがって、ほかの条件が等しければ、詳細さの程度の低下と、より頻繁なスタンダードの利用が観察されるものと考えられる。

法的ルールの最適な詳細さの程度に影響する第二の要因は、裁判所の専門化の程度である。大陸法圏のほとんどに、一定の法的問題を扱う専門裁判部が存在する。たとえば、通常の司法裁判所（審判所、控訴裁判所と最高裁判所）の中に、一定の繰り返し生じる法的問題を扱う専門部（裁判所の部と呼ばれることが通常である。）が設けられている。たとえば、殆どの裁判所に、労働紛争、倒産手続、契約、相続などに特化した部が備えられている。租税裁判所にみられるように、特定の事柄を担当させるべく特定の管轄が設定されていることもある。

さらに、法的ルールには、専門の裁判官の管轄下にある特定の法分野だけに影響するものがある。租税ルールを最も頻繁に適用するのは租税裁判官であって、他の裁判所に係属する紛争に関係をもつことは限られているだろう。これら適用範囲の狭いルールの最適な特定性の程度は、専門化した裁判所をみて検討することができる。他方で、ほかの法的ルールは、多数の様々な裁判所が管轄する事柄に影響する。たとえば、行為能力や強迫に関する法は、法分野の全てに関係する。このように広範に適用される

¹⁰ $ds^*/d\lambda = F_{s\lambda}/(NV_{ss} - F_{ss} - NC_{ss}) < 0$

ルールの最適な特定性の程度については、司法システムの全体をみて検討する必要がある。

専門化した裁判所の存在が、法の最適な特定性の程度にいかに影響するかを考えよう。この結果を理解するために、ここでは、主として専門化した裁判所の管轄下で適用される法の特定性の程度を検討する。関連する比較静学的結果は直接に求めることができ、 $ds^*/d\sigma > 0$ である¹¹。最適な特定性の程度は、より専門化した裁判所によって適用され解釈される法については（ σ が増えれば）、増大する。この場合には詳細な法規定がより頻繁に用いられ、より多くのルールが観察されることが予想される。

最後に、法的環境の複雑さが最適な特定性の程度の選択に与える影響について述べる。現実が複雑になれば、立法にかかる固定費用と司法的判断にかかる費用の両方が増大することを思い出されたい。立法にかかる固定費用が増大するために、特定性の程度を低くすることが望ましくなる（法はスタンダードのように定式化されるべきである。）。他方で、法的判断費用が増大するために、特定性の程度を高くすることが望ましくなる（法はルールのように定式化されるべきである。）。

これに関連する比較静学的結果は、 $ds^*/d\kappa$ の符号が一意的には決定できないことを示している¹²。二つの効果が生じるために全体としての符号は決定できないものの、特定性を高める上で立法にかかる固定費用の増大により生じる圧力が、司法的判断費用の増大により生じる圧力を凌駕するときの最適な特定性の程度は、現実が複雑になるほど低くなる¹³。直観的にいうならば、規制環境が複雑になれば、立法のためにかかる固定費用が司法費用に比較して低いときにはルールをより頻繁に使う方が望ましいということになる。一方で、司法に費やす人的資本の増大により司法費用が減少するために、規制環境の複雑さの増加に対応する上で特定の法の使用回数を減らしてもよいということになる。

¹¹ $ds^*/d\sigma = NC_{s\sigma}/(NV_{ss} - F_{ss} - NC_{ss}) > 0$

¹² $ds^*/d\kappa = (F_{s\kappa} + NC_{s\kappa})/(NV_{ss} - F_{ss} - NC_{ss})$

¹³ $F_{s\kappa} > -NC_{s\kappa}$ ならば $ds^*/d\kappa < 0$ であり、 $F_{s\kappa} < -NC_{s\kappa}$ ならば、 $ds^*/d\kappa > 0$ であることに注意されたい。

4. 分析結果を状況の中に位置づける

立法者は法を起草する際に特定性の水準を選択することができる。ここまでは、法の陳腐化、法的紛争の量、裁判官の専門性、規制環境の複雑さがいかに関係するかなど、法ルールの最適な特定性の程度に影響しうる諸要因について検討した。物事を扱いやすくしておくために、我々のモデルでは、現実を抽象化して効果を別個に取り出す必要があった。こうしなければ、現実中存在する多くの異なる動因のために効果が不明瞭になっていただろう。こうした限界を伴っていたことを考慮して、以下では、現代の様々な法分野における立法過程を特徴付けるより複雑な制度的現実に合わせて、我々の分析結果を検討する。

立法時の情報と法的実験

立法者は、規制事項にかかる現在ないし将来の状況についての情報が不完全な中で法的介入を行なうことがしばしばある。規制事項にかかる現在の情報を十分にもたないとき、立法者は、制定された法を具体化し執行する過程で、情報が明らかになるだろうことを期待してスタンダードを採用する。初期に得られる情報を利用して、特定性の水準を上昇させる法改正を後に行なうことができる。スタンダードは、将来の出来事にかかる不確実性に立法者が対処する上でも有用である。スタンダードは想定外の事柄に対して、より頑健である。順応しやすい司法的判断によって規制環境の予期しないショックに対して、より容易に対処することができるためである。

スタンダードが用いられるということは、裁判所による事後的な規制が行なわれるということである。我々のモデルは、実験と法的確実性を徐々に増大させるという、司法による法形成がもつ固有の便益を考慮していない。法と経済学の文献では、よく知られているようにシカゴ学派によるコモン・ローの効率性仮説が、この一例である一、裁判所は事件における経験を利用して様々なルールを設計し実験することについて制度的に有利な地位に立っている可能性がある。この有利性は、対審手続と繰り返して行なわれる提訴を通じて、ほかでは入手が不可能だったであろう私的情報が第三者に明らかにされ、これにより裁判所が一定の法的ルールが機能す

べき部分をより適切に定めることができるようになる場合に生じる。他方で裁判所が立法者に対して有する制度的優位性は、裁判所に係属する事件の選択にバイアスがはたらいているときや（Fon, Parisi and Depoorter, 2005）、イデオロギーに基づく意思決定を考慮すると（Fon and Parisi, 2003）、消滅する可能性がある。さらに、裁判所は、後知恵バイアスのために、第一種の誤謬と第二種の誤謬の間の最適な比較考量結果から乖離することがしばしばある（Rachlinski, 2000）¹⁴。

我々のモデルでは、特定性の程度が上がれば、システムの確実性と予測可能性が増大することが仮定されている。いうまでもなく、この効果は遞減する一過度に特定的で複雑であることは、最終的には、一般的なスタンダードを用いる場合よりも予測可能性を減らす結果をもたらさう。特定のルールと違い（最高速度ルールは特定の車種に適用される。）、スタンダードの適用範囲は一般により広い（安全速度というスタンダードは、あらゆる交通手段に適用できる。）。ルールのもつ予測可能性という長所は、ルールの適用範囲が不確実であるために（乗馬には、最高速度ルールが及ぶのか？）、あるいは、一連のルールが適用されるかどうか事前に明らかでないために（電気自転車には自転車の最高速度が適用されるのか、自動二輪車に許されているより高い最高速度で走ってよいのか？）、容易に消失しうる。

特定性と司法的判断費用について仮定した関係（特定のルールは、一般的スタンダードよりも、司法的判断を行なうことがより容易で、費用がかからない。）は、他の関係する社会的費用を無視するものである。この社会的費用とは、法規制の対象者が負担する情報費用である。裁判所や専門家法曹と違い、法規制の対象者にとっては、いかなる行動をとることを法的スタンダードが要求しているかの感覚をつかむ方が、詳細なルールの

¹⁴ ここでの第一種の誤謬と第二種の誤謬とは、ルールが適用されるべきでない場合に適用され、あるいは、ルールが適用されるべき場合に適用されなかったということの意味している。規範的には、この比較考量は事前の観点から行なわれるべきなのだが、裁判所には後知恵バイアスがはたらいており、係属している事件ではリスクは既に実現されているという事実に影響されるのであって、この影響を受けてルールが過剰に適用されることがないようにすることは難しい（Rachlinski, 2000）。

複雑な網の目によって行動を誘導されるよりも、容易かもしれない。さらに、定型化された事実によれば、スタンダードとルールとの表現方法はかなり違うものでありうる。スタンダードは素人にとっても簡単に理解できる平明な言語で定式化されることがしばしばである。これに対して、ルールには、合理的解釈を行なう技術を要する制定法の専門用語がくみこまれることがしばしばである。

善良な立法者という仮定を越える

我々の法的介入の定型化したモデルでは、立法者は政治的失敗や、立法機関と裁判所、法規制の対象者の自己中心的行動の影響を省みることなく、善良に行動することが仮定されている。公共選択論や社会的選択の観点からエージェンシー問題を考慮すれば、法が特定のことに良い点と悪い点がありうる。たとえば、Mahoney and Sanchirico (2005) は、スタンダードは、立法機関がロビー活動の有効性を低めるために用いる道具たりうることを示唆した。しかし、この見方には、ロビー活動が立法機関に便益を与えるものでもありうる限度で一貫性が欠如しているという問題がある。ロビー活動から得られるレントを最大にする方策として、スタンダードでなくルールを制定することに予めコミットすることが、立法者の利益になりうるのである。このことから、特定の利益を擁護するロビー活動のリスクを減じる制約を長期的かつ効果的に設けることができるのは、憲法やその他の制度的制約のような、より高位に位置するルールのみだということになるかもしれない。

法的介入が時間を通じて選択的な便益のみを生じさせるべく行なわれるときには、ルールを選択することは、とりわけルールが法典に含まれるときには、政治的転覆の可能性と不安定な多数連立のなかで、立法機関が自らの政治的決定の耐久性を向上させるために用いるより効果的な道具たりうる (Majone, 2001)。制定法の特定性は、立法のレントの現在価値を増すことになる。制定法の特定性の選択は、法規制の対象者が戦略的行動を行なうときにも関連性をもつ。個人と企業らは、法の特定の命令を回避する道を探そうと努力する。スタンダードは、法規制の対象者の法的制約を免れようとする試みに対して、より頑健である (Wegner, 1997)。このことから、法規制の対象者の負の働きをもつ創造性を考慮して、法制

定の意義を維持すべく、立法者がスタンダードを選ぶ可能性がある。立法者は、特定性の有する費用と便益をはかり比較しなければならない。特定性を増せば、後に政治的な変化が生じたときの法の耐久性は向上するものの、個人や企業の法規定の効果を迂回しようとする戦略的行動に対しては脆弱になるためである。

法の特定性の程度は、統治機構内の機関らが相互に一致しない目的をもっているときにも関連性をもつ。スタンダードは立法権限を裁判所へと移す。裁判所と立法者が政治的に異なったかたちで編成されているとき、法の特定性は、この状況に関係する政治的な道具でありうる。一般的スタンダードの下では、裁判所が立法に対抗することが可能である。これに対して、特定のルールは、立法機関の制定法を裁判所が侵食する能力を減らしうる。

立法機関と司法とがともに法源をつくり競い合って法秩序を形成する混合型の法圏においては、法の特定性の影響は、戦略的司法介入を考慮して検討されるべきである。新しく設けられたスタンダードの解釈と将来の適用のあり方は、これが最初に適用される事例に大きく影響される。このことは、戦略的司法的判断の機会を生み出す。介入主義的な裁判所は、競って新しいスタンダードを適用して、類似の事例における将来の解釈に影響を与えようとする可能性がある。他方で、ルールは、一般的にいつて、戦略的な司法的判断行動に対して比較的、脆弱でない。

最後に、立法者は法的・制度的制約の拘束を受けながら機能することがしばしばである。立法と規制は、より高位のルール（たとえば、憲法上のルール、大統領の拒否権、国際法など）に服しうる。拘束力ある制約が存在するときには、立法者は、立法者の法制定行為を無効化する可能性をもつより高位にある発信源との終わらない衝突を避けるべく、あいまいなスタンダードを用いる可能性がある¹⁵。スタンダードは、立法者が異なる支持者からの相矛盾する要求にこたえようとする政治的都合主義のために利用される可能性もある¹⁶。

¹⁵ たとえば、拒否権の文脈でスタンダードの利用について分析した Immergut (1992) と Tsebelis (2002) を参照されたい。

¹⁶ たとえば、あいまいなスタンダードは、矛盾する政治的要求にこたえるための方

社会的時間選好と政治的時間選好

立法者は、現時点で立法費用を、期間を通じて追加的費用を生じさせつつ、便益を生み出す。様々な法的介入の純現在価値を計算するとき、割引率は決定的な要因となる。我々のモデルは、適切な社会的割引率を用いて現時点で発生する立法の費用を将来の便益と比較してその重みをはかり検討する善良なる立法者が存在することを仮定している。立法の割引現在価値は、我々の便益変数を暗黙のうちに把握して近似している。この分析は法の最適な特定性の程度に影響する要因を理解するときには適切であるが、より現実的な拡張を行なうことによって、社会全体の割引率とは相当に乖離する政治的割引率が用いられるときの検討がなされるべきである。立法者は一定の時間的制約をもった政治的アクターであるためである。このことは様々なかたちで費用・便益計算に影響しうる。興味深いことに、政治的時間選好が制定法の特定性に与える影響に関する明確ではない結果が、我々の分析から明らかになる。

立法者が時間的制約を受けているために、特定のルールよりもスタンダードが頻繁に利用されることになるかどうかは、状況に依存するところが大い。ルールの特定性の程度次第で規模が変わる将来の便益を発生させようとして立法者が法的介入を行なうときには、政治的時間選好がより高いがために、非効率に低い特定性の程度が選択されるだろう。立法による便益と司法的判断の費用はともに将来に発生するものの、政治的割引率は費用よりも便益のほうに大きな影響をもつ。法的介入が費用に照らして正当化できるものであるとすれば、期待される便益が費用を上回るからである。したがって、他の条件を一定とすれば、政治的割引率が高いほど、特定性の程度は低くなり、スタンダードの利用が増えることになる。別の言い方をすれば、法的介入の便益が期間を通じて発生するとき、近視眼的な立法者は立法に際して直近に発生する費用をより重視して、一般的スタンダードを用いる傾向をもつのである。制度的観点からすれば、立法者のこの近視眼的行動は、任期が限られていることや、短い立法期間、不安定な多数連立政権などの制度的要因が積み重なって発生しうる。

法でありうるし（Brunsson, 1989）、稀な政治的な好機会を活用するための方法でもありうる（Heritier, 1999）。

政治的割引率は、法的変化の程度と法的ルールの特定性の程度にも影響しうる。新しい法が制定されると、学習期間の間、裁判所と法規制の対象者には費用が発生する。この期間が終わると、これらの費用は消えていき、法的革新の純便益が生じはじめる。立法者の時間的制約に比した学習期間の長さ次第で、法的革新の意欲は不十分なものとなり、短期の費用を減らすべくルールでなくスタンダードが好まれる可能性がある。我々の分析結果を拡張すると、異なる社会的・規範的割引率に照らした最適な立法のパターンを考えることができる。

含意と検証可能な仮説

この論文の結果によって、私法の特定領域における立法の歴史的傾向であって、欧州の法典化の詳細さの程度に濃縮されているものを解明できるかもしれない。欧州の近代の法典（フランス民法典（1804年）、イタリア民法典（1865年）、ドイツ民法典（1900年）など）に際立つ構造的特徴は、法分野ごとに法典化の詳細さの程度が異なるということである。この分散は、我々の分析で析出された制度的変数や環境変数によって説明されうる。最近の欧州の成文法案でも、法分野ごとに異なる法典化スタイルがとられている。これについても類似の分析を行なうことができる。実証的分析を行なえば、これら法典化過程で継起的にみられるパターンが、経済学的モデルの予想結果と一致するかどうかを検証することができるだろう。

たとえば、歴史的に行なわれてきた法典化を分析すれば、外生的環境変化が様々な法分野の法典化スタイルに、いかに影響したかを吟味することができるだろう。私法に関連しうる有意なショックとして、所有権法に影響した封建制度の終焉、商法と契約法に影響した欧州における安定的な商慣習法の確立、不法行為法に影響した産業革命などがある。

フランスの法典編纂は封建制度の崩壊後に行なわれた。封建制度の崩壊によって財産の所有構造に大きな変化が生じ、所有権法分野で革新を行なうことが必要となった。封建制度終期に生じた急激な経済的制度的変化のために、詳細な所有権ルールには陳腐化するリスクがあった。我々の法の特定性モデルの仮説によれば、この歴史的時期の所有権法分野における法典化は、それに先立つ（および、その後の）所有権法レジームと比較して、よりシンプルなものであるべきことになる。

近代の契約法と商法の法典化に関しては、異なる予想を行なうことができる。欧州で近代に法典化が行なわれるときまでに、商慣習法は成熟し安定した状態になっていた。このことから、この法分野においては、サイバー取引や各国市場の統合などの外生的ショックのために、高い柔軟性と低い特定性が必要とされる近年の法典化と比較して、より特定性の高い法典化が行なわれただろうと予想される。

さらに、本論文で展開した法の最適な特定性のモデルは、より一般的な仮説、すなわち、法の特定性の程度は、規制環境が安定的であるときに高くなり、急速に変化しつつある分野では低くなるという仮説を支持する。産業革命のような重要な環境変化は、不法行為法のような分野の法の特定性の程度に影響を与えたと予想される。産業革命によりもたらされた急速な変化は、事実に規定されるルールの陳腐化速度を上昇させ、一般的スタンダードをより望ましいものにしたという仮説が導かれる。

我々のモデルのもう一つの含意は、ある分野で法的紛争の量が増えると、法の特定性の程度が高まるというものである。より頻繁にルールが利用されると、司法的判断にかかる平均費用が減る限度で、ルールを立案するためにより多額の固定費用を投資することが正当化される。実証研究によって、各法分野において司法的判断が行なわれそうな事件の件数に、法の特定性の程度が影響されるかどうかを検証することができるだろう。実証研究によって特定管轄がルールの特定性の程度に影響するかどうかも判定することができるだろう。たとえば、国を横断する分析によって、専門化した倒産裁判所と租税裁判所がこれら法分野で制定されるルールの特定性の程度に影響するかどうかを検証することができるだろう。

我々のモデルは、立法者が善良に厚生を最大化するという仮定に大きく依存する。実証分析により、本章で論じた要因が立法者の行動に影響するかどうかを検討することができるだろう。つまり、社会的選択変数をコントロールして、これら変数が様々な制度的・法的状況において採用される立法のスタイルにどの程度、影響するかを見定める分析を行いうる。

結語

我々が示した立法問題に対する解は、異なった法的、社会的、経済的状

況下における立法パターンに対して複数の含意をもつ。これら含意は、実証的分析と規範的分析の両方に関係する。実証的観点からすると、これら結果は、異なる立法パターンを採用することで外的影響の外生的変化に対応しつつ、法的介入の価値をいかに法的システムが最大化するかについての実証的かつ検証可能な仮説を立てるために用いることができる。法の特定性の程度にかかる本モデルは、将来には実証研究による裏づけを受けて、法典化の歴史的パターンを説明するために利用しうるものであることが明らかになるかもしれない。規範的文脈では、我々の研究結果は注意して用いる必要がある。モデルでは、現実の重要部分をなす制度的要因の多くを捨象せざるを得ない。これは、影響を分離して、予測力や説明力をもつように結果を定式化するためには必要である。現状に鑑みれば、現実の世界では、最適な法典化パターンは、より詳しい状況分析をもとにして決定されるべきである。もっとも、そうだとした場合、我々の定型化された分析に基づいていくつかの一般的な基準を立法者に対して提供し、法的介入の最適な選択を行なう際の環境変化により配慮するように促すことはできるであろう。

参考文献

- Aristotle (350 BC), *Nicomachean Ethics*, bk. V. §10, in Roger Crisp (Ed. and Trans.), *Nicomachean Ethics*, New York: Cambridge University Press.
- Bentham, Jeremy (1776), 'A Fragment on Government', in J. H. Burns and H. L. A. Hart (eds), *A Comment on the Commentaries and a Fragment on Government*, London: University of London Althone Press.
- Brunsson, Nils (1989), *The Organization of Hypocrisy: Talk, Decisions, and Actions in Organizations*, Chichester, New York: Wiley.
- Calabresi, Guido (1979), 'Access to Justice and Substantive Law Reform: Legal Aid for the Lower Middle Class', in Mauro Cappelletti and Bryant Garth (eds), *Access to Justice, Vol III: Emerging Issues and Perspectives*, Sijthoff and Noordhoff.
- Dari-Mattiacci, Giuseppe and Bruno Deffains (2005), 'Uncertainty of Law and the Legal Process', Amsterdam Center for Law and Economics Working Paper No. 2005-10, Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=869368>
- Easterbrook, Frank (1983), 'Statutes' Domains', *University of Chicago Law Review*, 50:533.
- Ehrlich, Isaac and Richard A. Posner (1974), 'An Economic Analysis of Legal Rulemaking',

- Journal of Legal Studies*, 3:257.
- Ellinghaus, M. P. and E. W. Wright (2005), 'The Common Law of Contracts: Are Broad Principles Better Than Detailed Rules? An Empirical Investigation', *Texas Wesleyan Law Review*, 11(2): 399.
- Fon, Vincy, and Francesco Parisi (2003), 'Litigation and the Evolution of Legal Remedies: A Dynamic Model', *Public Choice*, 116 (3-4): 419.
- Fon, Vincy, Francesco Parisi, and Ben Depoorter (2005), 'Litigation, Judicial Path-Dependence, and Legal Change', *European Journal of Law and Economics*, 20(1): 43.
- Hatzis, Aristides N. (2003), 'Having the Cake and Eating It Too: Efficient Penalty Clauses in Common and Civil Contract Law', *International Review of Law and Economics*, 22: 381.
- Heiner, Ronald A. (1986), 'Imperfect Decisions and the Law: On the Evolution of Legal Precedent and Rules', *Journal of Legal Studies*, 15: 227.
- Héritier, Adrienne (1999), *Policy-making and Diversity in Europe: Escaping Deadlock*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Immergut, Ellen M. (1992), *Health Politics: Interests and Institutions in Western Europe*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Johnston, Jason S. (1995), 'Bargaining Under Rules versus Standards', *Journal of Law, Economics, and Organization*, 11: 256.
- Kaplow, Louis (2000), 'General Characteristics of Rules', in Boudewijn Bouckaert and Gerrit De Geest (eds), *Encyclopedia of Law and Economics*, Cheltenham: Edward Elgar.
- Kaplow, Louis (1995), 'A Model of the Optimal Complexity of Legal Rules', *Journal of Law, Economics, and Organization*, 11: 150.
- Kaplow, Louis (1994), 'The Value of Accuracy in Adjudication: An Economic Analysis', *Journal of Law and Economics*, 37: 1.
- Kaplow, Louis (1992), 'Rules versus Standards: An Economic Analysis', *Duke Law Journal*, 42: 557.
- King, Gary et al. (1994), *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Mahoney, Paul and Chris William Sanchirico (2005), 'General and Specific Legal Rules', *Journal of Institutional and Theoretical Economics*, 161: 329.
- Majone, Giandomenico (2001), 'Nonmajoritarian Institutions and the Limits of Democratic Governance: A Political Transaction-Cost Approach', *Journal of Institutional and Theoretical Economics*, 157: 57.
- Mattei, Ugo (1997), *Comparative Law and Economics*, Ann Arbor: The University of Michigan Press.
- Merryman, John (1969), *The Civil Law Tradition: An Introduction to the Legal Systems of Western Europe and Latin America*, Palo Alto, CA: Stanford University Press.
- Mueller, Dennis C. (1989), *Public Choice II*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Parisi, Francesco, Vincy Fon, and Nita Ghei (2004), 'The Value of Waiting in Lawmaking', *European Journal of Law and Economics*, 18: 131.
- Posner, Richard A. (1989), 'Legislation and Its Interpretation: A Primer', *Nebraska Law Review*, 68: 432.
- Rachlinski, Jeffrey J. (2000), 'A Positive Psychological Theory of Judging in Hindsight', in Cass R. Sunstein (ed.), *Behavioral Law and Economics*, Cambridge: Cambridge University Press, p. 95.
- Schäfer, Hans-Bernd (2006), 'Rules Versus Standards in Developing Countries, Should Poor Countries Have a More Rule Based Legal System?', *Supreme Court Economic Review*, 14.
- Sullivan, Kathleen M. (1992), 'The Justices of Rules and Standards', *Harvard Law Review*, 106: 22.
- Tsebelis, George (2002), *Veto Players: How Political Institutions Work*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Wegner, Gerhard (1997), 'Economic Policy from an Evolutionary Perspective: A New Approach', *Journal of Institutional and Theoretical Economics*, 153: 485.
- 本稿は、Vincy Fon and Francesco Parisi (2007), 'On the optimal specificity of legal rules', *Journal of Institutional Economics*, 3(2): 147 を翻訳したものである。